

大切な「マイホーム」をお守りする
さまざまな補償を住宅オーナーさまに

すまいの火災保険・地震保険

2024年10月以降保険始期用

<本冊子は保険期間2年以上5年以下の「タフ・すまいの保険」のパンフレットです。>

関西みらいの住宅ローン 専用火災保険



「タフ・すまいの保険」は
ヘルマーク協賛商品です。

タフ・すまいの保険

ローン団体扱

ローン団体割引を適用!

住宅ローンの対象建物およびその建物内に収容される家財について、関西みらい銀行の住宅ローンをご利用の方向けの割引を適用しておりますので、ご検討ください。

*地震保険には適用されません。

ローン完済まで自動的にご契約を継続できて安心!

保険期間5年で自動継続のご契約とされる場合
ご契約はローン完済予定年月をもとに設定した予定継続期間の終了まで自動継続いたします。
そのため、面倒な更新手続きは不要です。

再取得価額*を基準にお支払い!

保険金は再取得価額を基準にお支払いしますので、建物の再建が可能となります。

*同等のものを新たに建築するために必要な金額

It's MORE

日常から自然災害まで。安心をいつも。

24時間365日事故対応サービス

いつも
安心

夜間・休日も引受保険
会社社員が対応し、日常生活も自然災害も早期の事故解決を支援します。

補償内容

オプション特約

地震保険
家財の補償

防災・減災のサポート
水災補償

頼れるサービス

自動継続
物件種別・構造級別

補償内容の詳細

重要事項のご説明

取扱代理店



関西みらい銀行

KANSAI

建物・家財の補償

保険の対象となるものをご確認ください。 **A B**

(詳しくは **ステップ1** ▶▶ **ステップ2** ▶▶ **ステップ3** の順にご覧ください。)

A 「建物」と「家財」  

B 「建物」のみ  

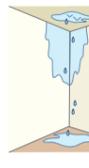
POINT 家具や電化製品、衣類等を補償するのは家財の火災保険です。建物のみのご契約では、家財に発生した損害は補償されませんので、保険の対象に家財を追加されることをおすすめします。

建物+家財のセットのご契約 がおおすすめです。 

ステップ1 ▶▶ まずは、「建物」の補償をご確認ください。

建物の補償

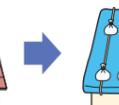
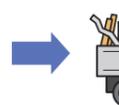
主な費用の補償

火災等リスクへの備え			自然災害リスクへの備え			日常災害リスクへの備え				
1  火災	2  落雷	3  破裂・爆発	4  風災、雹災、雪災(注1)	5  水災(注2)	6  外部からの物体落下・飛来・衝突等* 自己負担額50,000円(免責金額)	7  水ぬれ	8  騒擾* 自己負担額50,000円(免責金額)	9  盗難	10  破損、汚損等 自己負担額50,000円(免責金額)	11  電氣的・機械的 事故(※年数10年以下建物のみ) 自己負担額50,000円(免責金額) 詳細はP3オプション特約へ

(注1) 建物の築年数が50年以上(築年数不明を含む)場合、建物の風災・雹災・雪災の補償については免責金額5万円以上となります。
(注2) 水災を補償対象外とすることもできます。なお、水災を補償対象外とした場合、台風、集中豪雨などを原因とした洪水や土砂崩れなどの水災による損害が補償されませんのでご注意ください。
*破損、汚損等の補償に含まれます。

+ 上記の損害保険金をお支払いする場合にはあわせて以下の費用をお支払いします。

POINT 2019年9月の台風15号により千葉県多くの建物に被害が発生、業者に修理が集中し本修理が数年までかかった建物もありました。⇒ブルーシート等で応急対応する費用(仮修理費用)・自宅が修理されるまでの仮住まい費用を補償することが可能!!

災害緊急費用保険金で対応	主契約で対応
 <p>自宅が被害を受け家族で避難 【仮住まい費用】 30万円</p>  <p>損害の範囲を確定するための調査 【損害範囲調査費用】 10万円</p>  <p>ブルーシートで応急処置を実施 【仮修理費用】 5.5万円</p>	 <p>本修理を実施 【修理費用】 200万円</p>  <p>スクラップを廃棄・搬出 【残存物取付け費用】 6万円</p>

費用の補償はすべてのご契約に自動セット

- 災害緊急費用保険金**
損害の復旧にあたり支出した仮修理(ブルーシートによる養生等)や仮住まいの費用等の必要かつ有益な費用を補償【1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】
(注1) 被保険者が被保険者個人の家庭において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している動物をいいます。
(注2) ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルへの預け入れが対象となります。
- 特別費用保険金(建物のみ)**
建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合にお支払い損害保険金×10%【1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度】
- 損害防止費用**
- 地震火災費用保険金**
- バルコニー等専用使用部分修繕費用**
(分譲マンションオーナーのお客さま向け)



詳細はP13・14へ

ステップ2 ▶▶ 次に、大切な「家財」の補償もご検討ください。建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。

家財の補償

1  火災	2  落雷	3  破裂・爆発	4  風災、雹災、雪災	5  水災(注)	6  外部からの物体落下・飛来・衝突等* 自己負担額50,000円(免責金額)	7  水ぬれ	8  騒擾* 自己負担額50,000円(免責金額)	9  盗難	10  破損、汚損等 自己負担額50,000円(免責金額)
--	--	---	--	---	--	---	---	--	---

(注) 水災を補償対象外とすることもできます。なお、水災を補償対象外とした場合、台風、集中豪雨などを原因とした洪水や土砂崩れなどの水災による損害が補償されませんのでご注意ください。
*破損、汚損等の補償に含まれます。
※家財をご契約の場合、貴金属等については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について100万円が損害保険金の限度となります。
※保険の対象は、保険証券記載の建物が存在する敷地内に収容される家財とします。
※家財の保険料が割引になります。(家財にセットされる一部の特約の保険料や家財を保険の対象とする「地震保険」の保険料は、本割引の適用対象外となります。)

詳細はP5へ

特定非常災害等避難時一時金特約はすべてのご契約に自動セット

※被保険者が法人の場合は、本特約はセットできません。
支払対象となる自然災害が発生し、現実かつ急迫した危険が生じたことにより避難所等へ避難した場合に、1回の災害等につき1万円を特定非常災害等避難時一時金としてお支払いします。
(例) 災害時は食料、飲料水から始まり、避難用品、救急用品、衛生用品、生活用品、洗面用具、衣服等、くらしに必要な用品の臨時出費が発生

ステップ3 ▶▶ さらに、地震保険へのご加入をご検討ください。タフ・すまいの保険だけでは、地震等によって発生した損害は補償されません

地震保険



地震保険は、地震・噴火または津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

詳細はP6へ

損害の程度	お支払いする保険金	限度額
全損のとき	地震保険金額の 100%	時価額(注)
大半損のとき	地震保険金額の 60%	時価額(注)の 60%
小半損のとき	地震保険金額の 30%	時価額(注)の 30%
一部損のとき	地震保険金額の 5%	時価額(注)の 5%

(注) 再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

オプション特約

日常生活賠償特約 **最大3億円の補償**

示談交渉サービス*
日本国内または国外において住宅(別荘等を含みます)の所有・使用・管理または日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人のものを損壊させ法律上の損害賠償責任を負った場合の損害または日本国内において電車等の損壊を伴わない運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を、1回の事故につき**最大3億円**まで補償します。
*示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。なお、日本国外で発生した事故も示談交渉サービスの対象外となります。

類焼損害・失火見舞費用特約

類焼損害
火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を、1回の事故につき**最大1億円**まで補償します。
※1 損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。
※2 保険の対象の所在地が異なる別々の物件にはこの特約をそれぞれセットする必要があります。

失火見舞費用
火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に損害が発生したために支出した見舞金等の費用を補償します。
※1 被災世帯あたり30万円を限度とし、1回の事故につき、損害保険金の30%を限度とします。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保の特徴!

“すまいの困った”にスピーディーに対応する、頼れる無料サービスがすべての契約に自動セット

すまいの現場急行サービス

水回りクイック修理サービス

- トイレのつまり 9,000円~29,000円程度
- 給排水管のつまり 9,000円~33,000円程度

玄関ドアカギ開けサービス

- 家の鍵開け 8,000円~20,000円程度

※上記金額は、一般的にかかる費用例です

すまいの安心サポート

法律のご相談 | 税務のご相談

詳細はP9へ

オプション特約

建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)

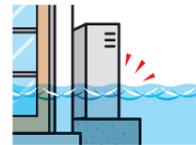


築年数が10年超の建物についてはこの特約を新たにセットすることはできません。

電気設備やガス設備等の機械設備に、基本補償では補償対象とならない「電気により発生した焦損・炭化・絶縁破壊等の物的損害を伴う事故」や、「機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離等の物的損害を伴う事故」が発生した場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに建物保険金額を限度に補償します。

※免責金額「5万円」が適用されます。

特定機械設備水災補償特約



水災の補償がない契約、水災の補償を一部補償としているご契約にはセットできません。

台風・豪雨等による洪水などにより、電気設備やガス設備等の機械設備に損害が発生し、床下浸水等で基本補償における浸水条件を満たさない場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに最大100万円まで補償します。

事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約



損害保険金が支払われる場合に、損害保険金にプラスして損害保険金の10%(支払限度額100万円)を補償します。事故発生時に臨時に発生する出費等に充てることができます。

※「水ぬれ」「通貨・預貯金証券等の盗難」「破損・汚損等(騒擾、建物外部からの物体落下・飛来・衝突等を含む)」が補償対象となる場合でも、これらによる損害に対してはお支払いできません。また、「建物電氣的・機械的事故特約」をセットしている場合、この特約で補償される事故による損害も除きます。

ライフライン停止時仮すまい費用等特約



偶然な事故により保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物に対する電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して停止した場合(注1)に支出した仮住まい費用や発電機のレンタル代等の代替物賃借費用の実費(1回の供給停止期間を通じて10万円限度)を補償します。なお、マンション等の共同住宅建物において、事業者が占有していない供給設備等が停止した場合は補償対象外です。

(注1) 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に損害が発生し、その損害を直接の原因としてライフラインの供給が停止した場合は対象外となります。また、地震・噴火・津波による供給停止、計画的な供給停止等によって発生した費用も対象外となります。

(注2) 被保険者が被保険者個人の家庭において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している動物をいいます。

(注3) ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルへの預け入れが対象となります。

ペット(注2)の仮住まい費用(注3)も補償!



P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

建物全壊時一時金特約(地震・噴火・津波)



地震保険をセットしているご契約にセットできます。

地震等(注)によって保険の対象となる建物が市町村長等から交付される罹災証明書によって「全壊」と認定された場合、または地震保険普通保険約款の規定に基づき「全損」と損害認定された場合に、建物保険金額の10%(1回の災害につき1敷地内ごとに200万円が限度)を補償します。

(注) 災害対策基本法第2条に規定する「災害」のうち、地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって発生した災害をいいます。

用語のご説明

1 受託物

被保険者が使用または管理する他人の財物で、被保険者が日本国内において日常生活上の必要に応じて他人から受託した財物をいいます。

※通貨・有価証券類、貴金属・骨董、自動車・原動機付自転車・船舶・航空機、銃器・刀剣、動物・植物、公序良俗に反する物等受託物に含まれないものがあります。

弁護士費用特約



弁護士費用等

日本国内における偶然な事故によって、ケガをしたり、住宅や家財が損害を受け、損害賠償請求を弁護士等に委任したときの費用等を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大300万円まで補償します。

法律相談費用

日本国内における偶然な事故によって、ケガをしたり、住宅や家財が損害を受けた場合の弁護士等への法律相談費用を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大10万円まで補償します。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

受託物賠償特約

*示談交渉サービス



日本国内において、他人から預かったものやレンタル品等の受託物を損壊、紛失させたこと、または盗難にあったことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。

※特約保険金額は「30万円」「100万円」のいずれかから選択します。お支払いする保険金は1回の事故につき特約保険金額が限度となります。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

*示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。なお、「日常生活賠償特約」においては日本国外で発生した事故も示談交渉サービスの対象外となります。また、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

建物省エネ化費用特約



戸建て・共同住宅1棟のご契約で、次の①、②の条件をすべて満たす契約にセットできます。

※マンション戸室の契約を除きます。

① 保険の対象となる建物の建築年月(注1)が平成29年12月31日以前である契約。

② 建物保険金額を建物評価額の80%以上で設定している契約。

補償される事故によって、保険の対象となる建物が「全焼・全壊」となり損害保険金が支払われる場合に、保険の対象となる建物を「省エネ基準適合建物(注2)」に建てかえ、買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)を補償します。

(注1) 建築年月が不明の契約にはセットできません。

(注2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅をいいます。

地震火災費用特約について



地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする火災によって、以下の損害が発生した場合等に「地震火災費用保険金」をお支払いします。地震火災費用特約30%または50%をご検討ください。

- ・ 保険の対象である建物(庭木および屋外設備は含みません)が半焼以上となった場合
- ・ 保険の対象である家財が全焼となった場合



●「地震火災費用保険金」は、地震保険をセットしない場合でもお支払いしますが、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害に対してはお支払いしませんので、ご注意ください。

家財の補償

家財保険金額の設定について

1 新価(再調達価額^(注))基準の「家財評価額」を算出します。

(注)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

世帯主の年齢と家族構成により、標準的な家財評価額を算出します。

※算出した標準的な評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

[家財評価額の目安] [単位:万円]

世帯主の年齢	2名		3名		4名			5名			独身世帯 単身世帯
	夫婦のみ	夫婦									
	—	子ども1名	—	子ども2名	子ども1名	—	子ども3名	子ども2名	子ども1名	—	
27才以下	550	640	680	730	770	810	820	860	900	940	300 男性 260 女性 410
28才～32才	710	800	840	890	930	970	980	1,020	1,060	1,100	
33才～37才	990	1,080	1,120	1,170	1,210	1,250	1,260	1,300	1,340	1,380	
38才～42才	1,220	1,310	1,350	1,400	1,440	1,480	1,490	1,530	1,570	1,610	
43才～47才	1,400	1,490	1,530	1,580	1,620	1,660	1,670	1,710	1,750	1,790	
48才以上	1,480	1,570	1,610	1,660	1,700	1,740	1,750	1,790	1,830	1,870	

[家財簡易評価表(再調達価額用)2019年10月1日版(消費税率10%含)]

45才Aさんご家族
(ご夫婦とお子さま2名)の場合
家財評価額(新価)の目安は
約1,580万円

共通家財 660万円 日常生活用品からテレビ・冷蔵庫まで

台所用品/食器、なべ類、食器戸棚、冷蔵庫、炊飯器など..... 50万円
洗濯・掃除・風呂用品/洗濯機、掃除機、洗面用具、タオルなど..... 25万円
家具・調度品/タンス、鏡台、応接セット、本棚、カーテン、じゅうたんなど..... 240万円
家電/テレビ、ゲーム機、ソフト、DVD、電話、パソコンなど..... 315万円
その他/来客者用の寝具、ミシン、アイロンなど..... 30万円

ご主人 280万円

服飾類/スーツ、コート、礼服など..... 130万円
肌着類/シャツ、肌着など..... 30万円
身回品/時計、靴、鞆など..... 110万円
寝具類/布団、シーツ、毛布など..... 10万円

奥さま 490万円

服飾類/コート、ワンピース、スーツなど..... 220万円
肌着類/シャツ、肌着など..... 80万円
身回品/時計、靴、鞆、サンダルなど..... 180万円
寝具類/布団、シーツ、毛布など..... 10万円

ご長男 60万円

服飾類/ジーンズ、スポーツウェアなど..... 20万円
肌着類/シャツ、肌着など..... 10万円
身回品/スニーカー、靴など..... 25万円
寝具類/布団、シーツ、毛布など..... 5万円

ご長女 90万円

服飾類/スカート、コート、セーターなど..... 20万円
肌着類/シャツ、肌着など..... 20万円
身回品/靴、鞆、帽子など..... 45万円
寝具類/布団、シーツ、毛布など..... 5万円

[家財簡易評価表(再調達価額用)2019年10月1日版(消費税率10%含)]

2 「家財評価額」の範囲内で、「家財保険金額」を設定します。

家財保険金額は、家財評価額を限度として、**100万円以上1万円単位**でお客さまのご希望に応じて設定いただけます。

万が一の事故の際は、家財保険金額を限度として、新価(再調達価額)基準の損害の額を補償します。

※複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入される場合よりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

貴金属等について

家財をご契約の場合、貴金属等^(注)については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について100万円が損害保険金の限度となります。

また、他の家財の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額が損害保険金の限度となります。貴金属等^(注)の100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットしていただく必要があります。

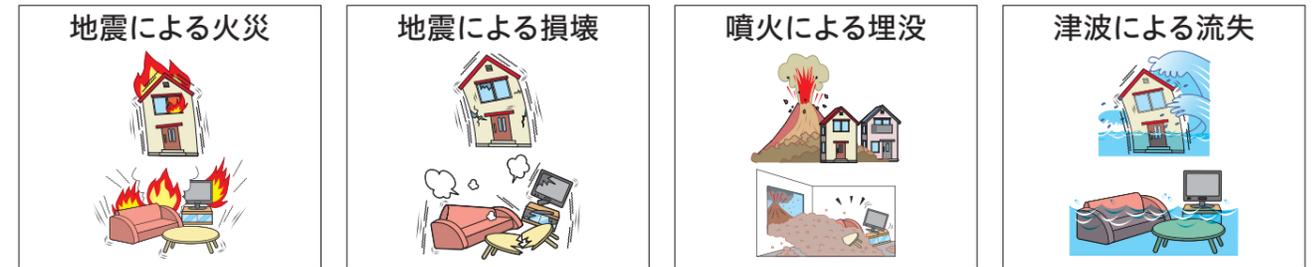
(注) 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。

1個または1組ごとの再調達価額が30万円を超えるものは再調達価額および家財保険金額に含まれません。

地震保険

地震保険の補償概要

このようなときに補償されます。



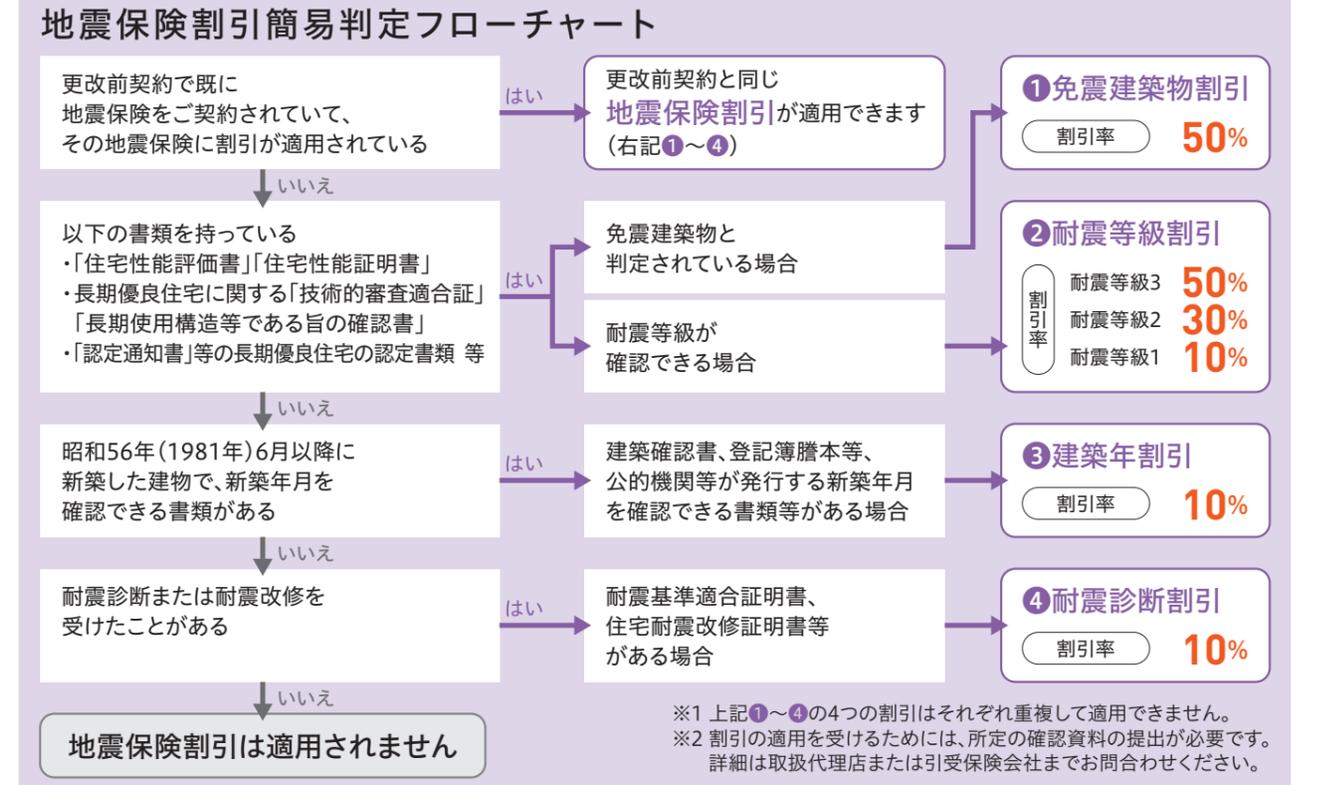
⚠️ 地震保険を契約いただいている場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません(ただし、「地震火災費用特約」はお支払い対象となる場合があります)。

保険の対象について 地震保険の対象は、「居住用建物」および「家財」です。

保険金額の設定について 地震保険の保険金額は、セットでご契約する「タフ・すまいの保険」の保険金額の30%～50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険料について

- 地震保険の保険料²⁾は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- 地震保険は、所定の確認資料の提出により、建物の耐震・免震性能等に応じた、割引を適用できる場合があります。以下の「地震保険割引簡易判定フローチャート」を使って割引を確認してください。



「地震保険」は保険料控除の対象です

	所得税の取扱い	個人住民税の取扱い
対象契約	地震保険	
所得控除限度額	最高 5万円	最高 2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額

●保険契約者³⁾が個人の場合、払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。

●左記は2024年7月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

1 用語のご説明

2 保険料
保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭のことをいいます。

3 保険契約者
ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。したがって、保険契約者は保険契約の申込みを行い保険料を払い込む方になります。

水災補償

水災リスク

洪水ハザードマップで浸水地域になっていないから、水災の補償は必要ないね!



河川からの浸水ではない、『内水氾濫(ないすいはんらん)』の心配はないですか?

内水氾濫

市街地に降った雨水の量が排水路や下水管の処理能力を超えて浸水が発生したり、川の水位が上昇して市街地などの水を川に排出することができなくなり浸水が発生したりすることを『内水氾濫』といいます。



●ハザードマップの種類(一部)と公開状況

ハザードマップ名	被害想定区域が表示される自然災害 ^(注1)	公表自治体数 ^(注2)
洪水ハザードマップ	河川の氾濫	1,485自治体
内水ハザードマップ	内水の氾濫	386自治体
高潮ハザードマップ	高潮	264自治体
ため池ハザードマップ	ため池決壊による氾濫	783自治体
土砂災害ハザードマップ	土砂崩れ等	1,528自治体

(注1)自治体によっては複数のハザードマップをあわせて作成している場合もあります。
(注2)国土交通省ハザードマップポータルサイト上にリンク掲載のある自治体数(2024年5月24日現在)

●近年内水氾濫をもたらした気象事例

2020年7月豪雨

内水氾濫による浸水被害が九州地方を中心に20府県63市町で発生。

全浸水戸数のうち約**28.3%**が内水氾濫

2019年東日本台風(台風19号)

内水氾濫による浸水被害が東日本を中心に15都県135市区町村で発生。

全浸水戸数のうち約**31.9%**が内水氾濫

出典: 国土交通省 ハザードマップポータルサイトより当社まとめ
国土交通省「ガイドライン策定後における内水浸水対策の取組状況」【資料4】より当社まとめ



内水ハザードマップが公表されていない自治体もあり、内水氾濫による水災リスクが潜んでいる可能性があります。タフ・すまいの保険で思わぬ水災にも備えましょう。

防災・減災のサポート



あいおいニッセイ同和損保アプリ(タフ・すまいの保険)

平時には災害発生時の備え、災害発生時には災害情報・警報情報の確認、災害発生後には事故報告等の機能を備えたタフ・すまいの保険契約者向けのアプリです。

平時	災害発生時	災害発生後
防災家族会議の開催 ■避難場所や防災用品をチェックし災害に備える 防災用品消費期限前後のアラート機能付!	災害発生情報の通知 ■気象警報情報や震度情報等の災害情報を通知 ■SNSを解析し、近隣で発生している災害情報等を画像・動画付きで発信 サービス提供:JX通信社[FASTALERT]	事故報告・保険金請求 ■アプリから事故報告・保険金請求が可能 ■ホーム画面やお知らせ画面にて引受保険会社からの請求に関するお知らせ等を配信

建物診断ソリューション

平時から定期的に建物の状態(リスク)を把握し、必要に応じて損傷箇所の補修やメンテナンスを実施することで、防災・減災対策にお役立ていただけます。

アプリを起動し写真を撮影

アプリ上で写真を提出

診断結果の受領

診断結果の確認
※診断結果レポートはイメージです。

※1 マンション戸室は本ソリューションの対象外となります。
※2 「診断結果レポート」の提供までは数日頂戴いたします(受付件数により所要日数が前後します)。なお、レポートの記載内容は限定的な情報を基に判定を行っているため、正確性を保証するものではありません。

cmap

cmap(シーマップ)では、台風・豪雨・地震による建物被害予測や大雨・洪水等のリスク情報を無償で一般公開しています。

主な機能

- 建物被害予測
被災建物数・被災件数率を市区町村ごとにリアルタイムで予測
- 国土地理院のハザードマップ
洪水、土砂危険・警戒、津波ハザードマップを表示
- 水災リスク区分の表示
洪水ハザードマップのほか、過去の水害統計や地形データ等を考慮して市区町村別に5区分(最もリスクの低い1から最もリスクの高い5)で表した水災リスク区分を表示

被災建物数・被災件数率予測の表示イメージ

※本アプリの利用は無料ですが、本サービスに関わる通信料はお客様の負担となります。

あいおいニッセイ同和損保アプリ(タフ・すまいの保険)のご案内

アプリのダウンロード・その他詳細については、あいおいニッセイ同和損保アプリ(タフ・すまいの保険)公式HPをご覧ください。

〈あいおいニッセイ同和損保アプリ(タフ・すまいの保険)公式HP〉こちらの二次元コードを読み取りご覧ください。

頼れるサービス ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

“すまいの困った”にスピーディーに対応する、頼れる無料サービスをご提供します。

● サービスをご利用いただける方は

保険契約者または被保険者となります。保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

下記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「火災保険サービスガイド」でご確認ください。

すまいの現場急行サービス

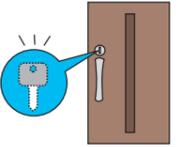
水回り クイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。

トイレのつまりの除去	給・排水管のつまりの除去	給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理
		

玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、緊急開錠を行います。

玄関ドアのカギ開け


左記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

- ※1 各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金等はお客さま負担となります。
- ※2 保険契約者または被保険者(保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
- ※3 玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とします。カギの種類によっては、サービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります)。

対象となる建物	被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物(保険の対象が家財の場合はその家財を収容する居住建物)となります。 ※1 居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。 ※2 居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。
対象となる地域	日本国内となります。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

- すまいの現場急行サービスのご利用は、あんしんサポートセンター(0120-985-024)にご連絡をいただき、引受保険会社がサービス提供を委託するMS&ADグランアシスタンス(株)が手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- MS&ADグランアシスタンス(株)が手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしんサポートセンターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
- 一部地域や時間帯によってはサービスのご提供ができない場合があります。
- サービスのご利用に制限はありません。

すまいの現場急行サービスのご利用は、右記までご連絡ください。

24時間 365日受付 **0120-985-024** (無料)
*おかけ間違いにご注意ください。



すまいの安心サポート

暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

法律のご相談



税務のご相談



- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- すまいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- すまいの安心サポートは、引受保険会社が委託しているダイヤル・サービス株式会社をご提供します。

すまいの安心サポートのご利用は、右記までご連絡ください。

平日13~17時 (土日・祝日、12/29~1/5を除きます) **0120-4132-56** (無料)
*おかけ間違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または被保険者のお名前、ご加入の保険商品名その他、証券番号またはサービスガイドに掲載されたサービスご利用番号(4桁)が必要となります。

あいおいニッセイ同和損保の24時間365日事故対応サービス



日常生活も自然災害も あんしんの対応

It's MORE

日常から自然災害まで。安心をいつも。

なら、いつも安心。もっと安心。

例えば、このようなときも安心

いつも安心!

夜間・休日も引受保険会社社員が対応!

※契約内容や事故の状況により、ご案内の内容は異なります。

金曜日の深夜

台風によって屋根瓦が複数枚破損!

台風で屋根瓦が複数飛んでしまい、隙間から雨が吹き込んできそう。修理業者による修理が当分先になりそうだが、どうすればいいか?



ブルーシート等による仮修理費用がお支払いの対象になります。お客さまの判断で応急処置をしていただいても大丈夫です。

土曜日の昼

排水管の破損による漏水が発生し、自宅の床や家財に水ぬれが発生!

家の中が水でぬれてしまったが、保険の対象になるの?



お客さまのご契約を確認したところ、水ぬれによる損害はお支払いの対象になります。損害を確認するため鑑定人を手配させていただきます。

もっと安心!

住宅修理サービス等のトラブルへも安心の対応!

相談窓口での対応例

保険金請求には費用が掛かると言われ、高額な申請手数料を請求された。



保険金を請求いただくこと自体に費用はかかりません。また、保険金を請求いただく際に、専門的な知識は必要ありません。

住宅修理サービスに関する相談窓口

0120-829-963 (無料) 【受付時間】 24時間365日受付

- 住宅修理サービスに関するトラブルのご相談
- 引受保険会社のネットワークを活かした住宅修理業者のご紹介
- ※1 引受保険会社火災保険ご契約物件専用のサービスです。
- ※2 大規模な自然災害が発生した場合など、住宅修理業者を紹介できない場合があります。
- ※3 平日の営業時間内は担当のサービスセンターが対応します。

「保険金が使えない」と過度な勧誘を行う業者等とのトラブルにご注意!

こんな勧誘には特にご注意!

- 自己負担ゼロを強調 → 保険金を使えば無料で修理できますよ!
- 強引な修理サービスの契約 → このままでは危ないので早く修理しましょう!
- うその理由で請求 → 古くなったところも先日の台風のせいにして請求しちゃいましょう!

「保険金が使えない」等と勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに修理サービス等の契約はせずに、まずは、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

日本損害保険協会ホームページ
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



万が一、事故が起こった場合のお手続きの流れ

※場合によっては、調査に関するご協力をお願いさせていただく場合がございます。



お手続きの流れに関する動画はこちら

※台風、豪雪、地震、洪水などの自然災害に関するご請求案内の動画です。

事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店または以下のいずれかの方法で引受保険会社までご連絡ください。
※ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

ホームページからのご連絡 公式HPトップ > ご契約者さま > 事故・災害のご連絡

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

電話によるご連絡 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料) 【受付時間】 24時間365日受付 ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。*おかけ間違いにご注意ください。



物件種別・構造級別

物件種別・構造級別の判定について

「タフ・すまいの保険」は、建物の「物件種別」や「構造級別」等によって、保険料が変わります。

1 対象の物件について

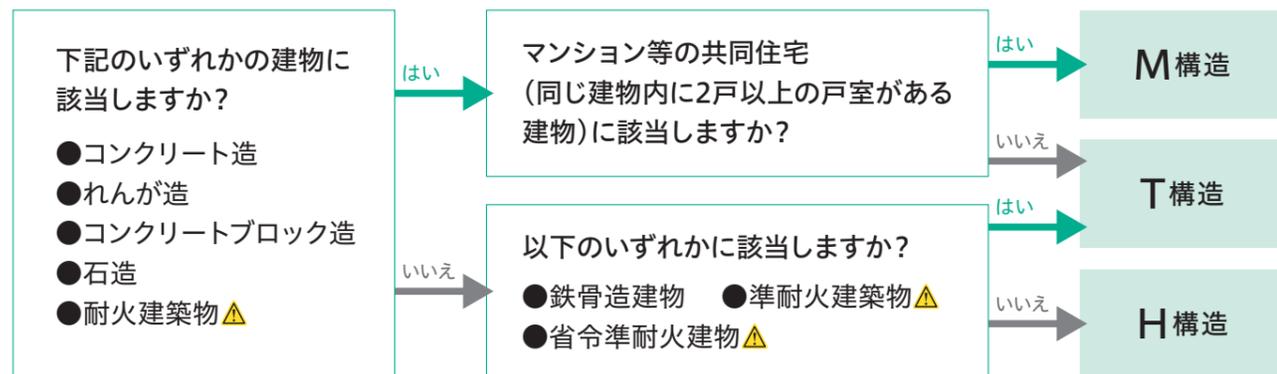
「物件種別」は建物の用途で判定します。



※併用住宅であっても、工業上の作業を行う建物等引受対象外の物件があります。

2 構造級別判定フローチャート

「構造級別」は、建物の構造や用法、法令上の耐火性能で判定します。



※1 耐火建築物には、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

※2 準耐火建築物には、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。なお、建築物全体の倒壊・延焼に影響がない一部の主要構造部について、防火上有効な構造の防火壁または防火床で区画をしている場合には、区画された部分について耐火構造である必要はありません。

▲法令上の耐火性能(耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物)に基づいて構造級別を判定する場合は、確認書類のコピーをご提出いただく場合があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

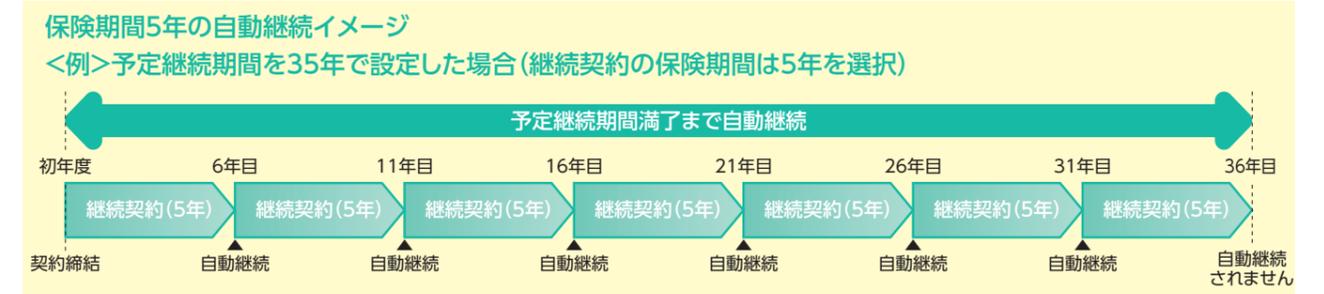
自動継続

自動継続方式について

自動継続方式の概要

保険期間を5年でご契約いただいた場合、「自動継続方式」を選択することができます。自動継続方式は、契約締結時に「予定継続期間」を設定し、予定継続期間満了まで自動継続する仕組みです。

予定継続期間 初回契約の締結時にあらかじめ設定する自動継続の有効期間(何年後まで保険契約を自動継続するか)をいいます。初回契約の保険期間を含めて、6～50年の間でローン完済予定年月に基づいて設定することができます。



自動継続特約(長期用)について

満期日の属する月の前月10日までに保険契約者または引受保険会社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容(注)で自動継続されます。また、初回契約に告知していただいた内容は、自動継続されるご契約においても引き継がれます。

(注)引受保険会社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。「予定継続期間」内に商品・料率改定を実施した場合には、継続契約の補償内容や保険料率が継続前契約から変更となる可能性があります。また、建築費または物価の変動等に従って建物の価額が増加または減少し、建物保険金額の再設定が必要となった場合には、継続後の保険契約の建物保険金額を調整してご案内する場合があります。継続時に変更内容をご確認ください。

地震保険の取扱い

セットでご契約する「タフ・すまいの保険」の自動継続時に地震保険もあわせて自動継続されます。

<タフ・すまいの保険の保険料について>

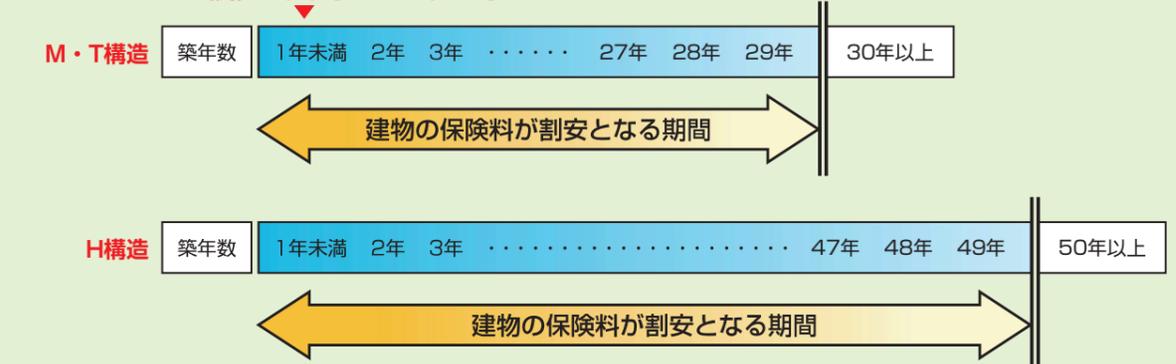
○保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月*等により決まります。

※建築後の経過年数により**築年数別料率**が適用され、建築後下記の年数に該当するときは保険料が割安となります。なお、ご契約を更改する場合には、更改後契約について、始期日が建築後下記の年数に該当しないときには、築年数別料率は適用されませんのでご注意ください。

築年数別料率とは、建物の築年数に応じた料率をいいます。

「建築年月(新築年月)」から「保険始期年月」までの経過年数がM・T構造は築30年未満、H構造は築50年未満の場合、建物保険料が割安となります。ご契約の際は、建物の「**建築年月**」を申告いただく必要があります。

(例) 建築年月 2024年10月



○水災の保険料は、地域間の水災リスクの違いによる保険料の公平性を図るため、市区町村別に保険料の最も安い「水災リスク区分1」から最も高い「水災リスク区分5」まで、5つの区分に応じて決定されます。水災リスク区分は申込書や見積書上でご案内していますが、区分に関わらず、水災リスクがある点にご確認ください。

○ローン団体割引を適用

関西みらい銀行の住宅ローンをご利用の方向けの割引を適用しております。

*地震保険には適用されません。

補償内容の詳細

1 基本補償 (損害保険金や費用保険金)

基本補償 (損害保険金や費用保険金) の主な補償内容は下記のとおりです。
※タブ・すまいの保険の詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする場合 (消防または避難に必要な処置による損害を含みます)	お支払いする保険金の計算	保険金をお支払いできない主な場合
<p>1 火災、落雷、破裂・爆発 火災、落雷、破裂または爆発 (気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象) により、保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>2 風災、雹災、雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災 (洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災 (融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます) により、保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>3 水災 (注1) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物に建物評価額 (保険の対象が家財の場合は再調達価額) の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水 (注2) もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>4 水ぬれ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれにより、保険の対象が損害を受けた場合。 なお、給排水設備自体に発生した損害を除きます。</p> <p>5 盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂に伴い、保険の対象に損傷または汚損等の損害が発生した場合</p> <p>6 破損、汚損等 不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が発生した場合。 ただし、上記 ①、②、④、⑤ の事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象が損害を被る事故を除きます。</p>	<p>【全焼・全壊*の場合】 損害保険金 = 建物保険金額 (注3) 【全焼・全壊*以外の場合】 損害保険金 = 損害の額 - 免責金額 ※損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。 *全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。 保険の対象である保険証券記載の建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積 保険の対象である保険証券記載の建物の延床面積</p> <p>●損害の額の算出方法は下記のとおりです。 1. 焼失、流失または損壊 損害の額 = 修理費 (注4) - 修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額</p> <p>2. 盗取 損害の額 = 再調達価額</p> <p>損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合、損害保険金の額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。この場合の損害保険金の額は、庭木および屋外設備以外の保険の対象の損害と合わせて、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。庭木の損害については、事故により損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死した場合に損害保険金をお支払いします。ただし、その庭木と保険の対象である建物が同一の事故により損害を受けたときに限ります。</p> <p>損害保険金 = 損害の額 - 免責金額 ※損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額を限度とします。 ●損害の額の算出方法は下記のとおりです。 1. 焼失、流失または損壊 損害の額 = 修理費 (注4) - 修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額 2. 盗取【下記3.および4.以外】 損害の額 = 再調達価額 (注5) 3. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難 損害の額 = 盗難にあった通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】 4. 預貯金証書の盗難 損害の額 = 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】</p> <p>損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えるときは、損害保険金の支払額は1個または1組につき100万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とし、その他の保険の対象の損害と合わせて1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。</p> <p>※免責金額は保険証券に記載されています (保険証券に免責金額の記載がない場合は適用されません)。ただし、建物、家財それぞれの免責金額「なし」の場合でも、左記⑥の事故による損害については1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。</p>	<p>左記①から⑥の事故に共通の項目 次に掲げる事由によって発生した損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、これらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ● 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意 ● 保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ● 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 保険の対象の欠陥 ● 建物等に対する風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入 ● 保険の対象の置き忘れ、紛失 (家財の場合) ● 戦争、革命、内乱、暴動等 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ● 核燃料物質等による事故 等 <p>左記⑥の事故に固有の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 差押え、収用、没収等の公権力の行使 ● 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失、技術の拙劣による損害 ● 外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故・機械的事故による損害 ● 詐欺、横領による損害 ● 土地の沈下、隆起、移動、振動等 ● 電球・ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ● 楽器の弦や打楽器の打皮に発生した単独損害 (家財の場合) ● 楽器の音色または音質の変化 (家財の場合) ● 船舶、航空機およびこれらの付属品に発生した損害 (家財の場合) ● 無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械およびラジコンコントロール模型ならびにその付属品に発生した損害 (家財の場合) ● 保険の対象である液体の流出または混合による損害 (家財の場合) ● 携帯電話、スマートフォン、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品に発生した損害 (家財の場合) ● 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等に発生した損害 (家財の場合) 等
<p>災害緊急費用保険金 (災害緊急費用特約) 補償される事故によって保険の対象である建物または家財が損害を受けた結果、復旧にあたり引受保険会社の承認を得て仮修理費用や仮住まいの賃借費用などを支出した場合。なお、「家財明記物件特約」、「建物電気・機械的事故特約」、「特定機械設備水災補償特約」をセットしている場合は、これらの損害に対しても災害緊急費用保険金をお支払いします。</p> <p>特別費用保険金 (特別費用保険金特約) 建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合</p> <p>損害防止費用 事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合</p> <p>地震火災費用保険金 (地震火災費用特約) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、保険の対象が損害を受け次のいずれかの条件を満たす場合 ・保険の対象である建物 (庭木および屋外設備は含みません) や家財または家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合 ・保険の対象である家財または家財明記物件が全焼した場合</p> <p>権利保全行使費用 事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が、引受保険会社が代位取得する債権の保全および行使をする際に必要な手続きのための費用を支出した場合</p> <p>事故時諸費用保険金 (注7) (事故時諸費用 (火災・風水災等限定) 特約) 損害保険金が支払われる場合に、事故発生時に臨時に発生する費用として、損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額 (保険証券記載の支払限度額が限度) をお支払いする特約です。なお、「家財明記物件特約」、「特定機械設備水災補償特約」をセットしている場合は、これらの損害に対しても事故時諸費用保険金をお支払いします。</p>	<p>保険の対象の復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額 (注6) に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】</p> <p>損害保険金×10% 【1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度】</p> <p>損害防止費用の額</p> <p>自動セット 保険金額 (注6) × 5% 【1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度】 オプション 保険金額 (注6) × 30% または 50% 【支払限度額なし】</p> <p>権利保全行使費用の額</p> <p>オプション 損害保険金×10% 【1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度】 ※ただし、左記④、⑥の事故による損害および⑤の事故による通貨・預貯金証書等の損害を除きます。また、「建物電氣的・機械的事故特約」をセットしている場合、この特約で補償される事故による損害も除きます。</p>	<p>後記 ④ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合参照</p>

(注1) 構造級別にかかわらず、水災の補償を「補償なし」にすることができます。
(注2) 居住の用に供する部分の床 (畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます) を超える浸水をいいます。
(注3) 建物保険金額が再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額を著しく上回る場合は、再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額とします。
(注4) 損害が発生した時の発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復旧するために必要な修理または交換費用のうちいずれか低い額 (復旧しない場合には、修理または交換を行ったときに要すると認められる費用のうちいずれか低い額) をいいます。修理費には、残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、損害範囲確定の調査費用、点検・調整・試運転費用、仮修理費用、土地を含む代替物の賃借・設置・撤去費用、割増賃金費用を含みません。

(注5) 盗取された保険の対象を回収することができたときは、「1. 焼失、流失または損壊」の規定による損害の額とそのために支出した費用の合計額を損害の額とします。ただし、その損害の額は再調達価額を限度とします。
(注6) 家財または家財明記物件が保険の対象である場合において、家財または家財明記物件の保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。
(注7) 特約をセットしないことで、事故時諸費用保険金を支払対象外 (補償なし) とすることもできます。

補償内容

オプション特約

地震保険
家財の補償

防災・減災のサポート
水災補償

頼れるサービス

物件種別・構造級別
自動継続
構造級別

補償内容の詳細

重要事項のご説明

補償内容の詳細

2 主な特約と補償内容

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は下記のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)
<p>家財明記物件特約 補償される事故によって、家財明記物件(注1)に損害が発生した場合に、1回の事故につき家財明記物件保険金額を限度(盗難および破損、汚損等は1回の事故につき1個または1組ごとに100万円が限度)に損害保険金をお支払いします(注2)。 (注1)貴金属等のうち保険証券に明記したものをいいます。 (注2)家財の免責金額「なし」の場合であっても、破損、汚損等による損害については1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。</p>	<p>前記 ① 基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ</p>
<p>建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用) 電気設備やガス設備などの機械設備について、「電氣的事故・機械的事故」が発生した場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに建物保険金額を限度に損害保険金をお支払いします(注)。 (注)建物の免責金額「なし」の場合であっても、1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。 ※1 電氣的事故とは、電気により発生した焦損・炭化・絶縁破壊などの物的損害を伴う事故をいいます。 ※2 機械的事故とは、機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離などの物的損害を伴う事故をいいます。</p>	<p>前記 ① 基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しても、損害保険金をお支払いしません。 ただし、「外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故・機械的事故」については適用しません。 ●保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき事故(メーカーや販売店の保証制度の対象となる事故については、その保証制度を優先し、本特約の補償対象外となります。) ●不当な修理や改造によって発生した事故 ●乾電池、充電電池、電球、替刃、針等の消耗部品および付属部品の交換 ●コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに発生した損壊、改ざん、消去等 ●電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理 等</p>
<p>特定機械設備水災補償特約 台風・豪雨等による洪水などにより、電気設備やガス設備などの機械設備に損害が発生し、普通保険約款に規定する浸水条件を充足しない場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度に損害保険金をお支払いします(注)。なお、保険金の支払基準は再調達価額となります。</p>	<p>前記 ① 基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ</p>
<p>建物省エネ化費用特約 選択されたご契約プランで補償される事故によって、保険の対象となる建物が「全壊・全壊」となり損害保険金が支払われる場合に、保険の対象となる建物を「省エネ基準適合建物(注)」に建てかえ、買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)を補償します。 (注)省エネ基準適合建物とは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅をいいます。</p>	<p>後記 ③ 補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合 参照</p>
<p>建物全壊時一時金特約(地震・噴火・津波) 地震等(注)によって保険の対象となる建物が市町村長等から交付される罹災証明書によって「全壊」と認定された場合、または地震保険普通保険約款の規定に基づき「全損」と損害認定された場合に、建物保険金額の10%(1回の災害につき1敷地内ごとに200万円が限度)を補償します。 (注)災害対策基本法第2条に規定する「災害」のうち、地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって発生した災害をいいます。</p>	<p>後記 ④ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●損害発生日から起算して1年を経過した後に罹災証明書の交付を受けた場合 ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害 等</p>

物損害に関する特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)
<p>類焼損害・失火見舞費用特約 補償重複 (類焼損害保険金) 建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)に類焼した場合に、1回の事故につき1億円を限度に類焼損害保険金をお支払いします。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等から支払われる保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。</p> <p>類焼補償対象物に含まれない主な物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象である建物およびその建物に収容される動産 ● 建築中または取壊し中の建物 ● 屋外設備・装置 ● 保険の対象である家財およびその家財を収容する建物 ● 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ● 主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族の所有する建物、動産 ● 商品、原料、材料や見本品、展示品 等 <p>(失火見舞費用保険金) 建物やその収容家財等からの火災または破裂・爆発事故によって、第三者の所有物が損壊した場合に支出した見舞金等の費用について、1被災世帯あたり30万円限度、かつ1回の事故につき損害保険金の30%を限度に、失火見舞費用保険金をお支払いします。</p>	<p>後記 ⑤ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 (類焼損害保険金) ● 保険契約者、主契約被保険者等の故意によって発生した損害 ● 類焼補償対象物の所有者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 ● 保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 等 (失火見舞費用保険金) ● 保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 ● 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害 等</p>
<p>バルコニー等専用使用部分 修繕費用特約 費用に関する特約 ※ 保険の対象がマンション戸室といった区分所有建物の場合に自動セットされます。 補償される事故によって、記名被保険者が専ら使用または管理する専用使用権を承認された共用部分(一般的にバルコニー・玄関ドア等)に発生した損害について、管理組合の規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度に補償します。 ただし、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、記名被保険者に修繕の義務が発生した結果負担したものに限りま。</p>	<p>前記 ① 基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ</p>
<p>ライフライン停止時仮すまい費用等特約 補償重複 偶然な事故により保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物に対する電気・ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して停止した場合に支出した費用(代替物賃借費用・ライフライン代替物賃借費用)の実費(1回の供給停止期間を通じて10万円限度)を補償します。</p>	<p>後記 ⑤ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ● 計画停電、労働争議に伴う供給停止等、あらかじめ決定されている供給停止 ● テロ行為等による供給停止 等</p>
<p>弁護士費用特約 補償重複 日本国内における偶然な事故によって被保険者(注1)が、ケガをしたり、住宅(注2)や家財が損害を受けた場合、損害賠償請求を弁護士等(注3)に委任したときの費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円が限度)や弁護士等(注3)への法律相談費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円が限度)を補償します。 (注1)被保険者とは次の①から④に掲げる方をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 (注2)住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。 (注3)弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p>	<p>後記 ⑤ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した被害による損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した事故 ● 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないまたは酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に発生した事故 ● 住宅または生活用動産の差押え、取用等固または公共団体の公権力の行使 ● 住宅もしくは生活用動産自体の欠陥や自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食いもしくは虫食い 等 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する事故 等 ● 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続にかかわる法律相談 ● 売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、仲介、サービスを・役務の提供またはその他の契約にかかわる法律相談 ● 日照権等の住宅・日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談 等</p>

費用に関する特約

補償内容

オプション特約

地震保険
家財の補償

防災・減災のサポート
水災補償

頼れるサービス

物件種別・構造級別
自動継続
自動継続

補償内容の詳細

重要事項のご説明

補償内容の詳細

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)										
<p>日常生活賠償特約 補償重複 示談交渉サービス</p> <p>日本国内または国外において、被保険者(注1)がこの特約の記名被保険者の居住の用に供される住宅(注2)の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において、被保険者(注1)が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、3億円を限度に補償します。</p> <p>(注1)被保険者とは次の①から⑤に掲げる方をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族に限ります)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 <p>(注2)住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。</p>	<p>後記 ③ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物(レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど他人から預かった財物等)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両(原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます)または銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p>等</p>										
<p>受託物賠償特約 補償重複 示談交渉サービス</p> <p>日本国内において、被保険者(注)が他人から預かった財物(受託物)を損壊、紛失させたこと等によって、所有者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき特約保険金額を限度に補償します。</p> <p>(注)被保険者とは次の①から⑤に掲げる方をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族に限ります)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 <table border="1" data-bbox="148 1018 890 1270"> <thead> <tr> <th colspan="2">受託物賠償保険金のお支払対象とならない主な物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●通貨、有価証券類、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等</td> <td>●被保険者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、航空機操縦その他これらに類する危険な運動を行っている間のその運動等のための用具</td> </tr> <tr> <td>●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品</td> <td>●動物、植物等の生物</td> </tr> <tr> <td>●船舶、航空機、車両(原動機付自転車を含み、原動力が専ら人力であるものを除きます)およびこれらの付属品</td> <td>●公序良俗に反する物</td> </tr> <tr> <td>●銃器(空気銃を除きます)、刀剣その他これらに類する物</td> <td>●被保険者が使用または管理する不動産等</td> </tr> </tbody> </table>	受託物賠償保険金のお支払対象とならない主な物		●通貨、有価証券類、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等	●被保険者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、航空機操縦その他これらに類する危険な運動を行っている間のその運動等のための用具	●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品	●動物、植物等の生物	●船舶、航空機、車両(原動機付自転車を含み、原動力が専ら人力であるものを除きます)およびこれらの付属品	●公序良俗に反する物	●銃器(空気銃を除きます)、刀剣その他これらに類する物	●被保険者が使用または管理する不動産等	<p>後記 ③ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、受託物賠償保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●受託物の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●受託物が寄託者または貸主に返還された後に発見された受託物の損壊または盗取に起因する損害賠償責任 ●被保険者以外の方に転貸されている間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取 ●受託物が自転車である場合は、被保険者が保険証券記載の建物が所在する敷地内の外で使用または管理している間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取 ●受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 <p>等</p>
受託物賠償保険金のお支払対象とならない主な物											
●通貨、有価証券類、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等	●被保険者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、航空機操縦その他これらに類する危険な運動を行っている間のその運動等のための用具										
●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品	●動物、植物等の生物										
●船舶、航空機、車両(原動機付自転車を含み、原動力が専ら人力であるものを除きます)およびこれらの付属品	●公序良俗に反する物										
●銃器(空気銃を除きます)、刀剣その他これらに類する物	●被保険者が使用または管理する不動産等										
<p>特定非常災害等避難時一時金特約</p> <p>以下の災害を避けるため、またはその災害の発生に伴い、被保険者が保険証券記載の建物から避難所等(注1)へ避難した場合に、1回の災害等につき1万円を特定非常災害等避難時一時金としてお支払いします。</p> <p>※保険の対象に家財を含み、被保険者が個人である場合に自動セットされます。</p> <table border="1" data-bbox="148 1438 890 1669"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>補償の対象となる条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①風水害等</td> <td>地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと</td> </tr> <tr> <td>②地震または地震による津波</td> <td>「震度6強」以上の地震が観測されたこと、または大津波に関する警報が発表されたこと</td> </tr> <tr> <td>③噴火または噴火による津波</td> <td>噴火による津波が発生し、大津波に関する警報が発表されたこと、または前記以外の噴火による災害が発生し、地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)地方自治体等が災害発生を踏まえて住民避難用に開設する公共施設等ならびに被保険者が手配した賃貸住宅および宿泊施設をいいます。</p> <p>(注2)著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき指定される災害区分をいいます。</p>	災害の種類	補償の対象となる条件	①風水害等	地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと	②地震または地震による津波	「震度6強」以上の地震が観測されたこと、または大津波に関する警報が発表されたこと	③噴火または噴火による津波	噴火による津波が発生し、大津波に関する警報が発表されたこと、または前記以外の噴火による災害が発生し、地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと	<p>後記 ③ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害の発生日からその日を含めて1年が経過した日以降に行った避難 等 		
災害の種類	補償の対象となる条件										
①風水害等	地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと										
②地震または地震による津波	「震度6強」以上の地震が観測されたこと、または大津波に関する警報が発表されたこと										
③噴火または噴火による津波	噴火による津波が発生し、大津波に関する警報が発表されたこと、または前記以外の噴火による災害が発生し、地方自治体等から「避難指示」以上が発令されたこと										

賠償等に関する特約

その他の特約

【複数のご契約があるお客さまへ】補償重複 表示のある特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が契約されている補償内容が同様の保険契約(タフ・すまいの保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

示談交渉サービス 表示のある特約は、示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。なお、「日常生活賠償特約」においては日本国外で発生した事故も示談交渉サービスの対象外となります。また、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

③ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には、補償項目・特約を問わず保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用特約・建物全壊時一時金特約(地震・噴火・津波)・特定非常災害等避難時一時金特約には適用しません)
- ④核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤④以外の放射線照射または放射能汚染 等

補償内容

オプション特約

地震保険
家財の補償

防災・減災のサポート
水災補償

頼れるサービス

物件種別・構造級別
自動継続

補償内容の詳細

重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、タフ・すまいの保険(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。(注)「タフ・すまいの保険」は、すまいの火災保険のペットネームです。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

3 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項** …P20～24
1. 商品の仕組み
 2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定 等
 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等
 4. 地震保険の取扱い
 5. 満期返れい金・契約者配当金

- II 契約締結時におけるご注意事項** …P24～25
1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

- III 契約締結後におけるご注意事項** …P25
1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 2. 解約と解約返れい金
- その他ご留意いただきたいこと …P26

4 本紙で用いる用語の解説

保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。	親 族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
被 保 険 者	保険契約により補償を受ける方をいいます。	再 調 達 価 額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
記名被保険者	保険申込書の「記名被保険者」欄に記載の被保険者をいいます。「記名被保険者」欄に記載のない場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります。	建 物 評 価 額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、引受保険会社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券記載の額をいいます。
保 険 の 対 象	保険契約により補償される物として保険契約で定めるものをいいます。	他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保 険 金 額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社がお支払いすべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。	免 責 金 額	支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)

●受付時間 平日9:00～17:00 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)

●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。

●IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。

指定紛争解決機関 注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕 **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

保険会社以外の相談窓口

住宅の修理などに関するトラブルの場合

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。万が一トラブルがあった場合には、右記の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」にご相談ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル **0120-309-444** (無料)

●受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00 (さあ連絡しよう) ●土日祝日・年末年始を除く

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

タフ・すまいの保険は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。補償の対象となる事故の種類や主な特約は次のとおりです。

事故の種類	補償
①火災、落雷、破裂・爆発	○
②風災、雹災、雪災(注1)	○
③水災	○*
④水ぬれ	○
⑤盗難	○
⑥破損、汚損等(注2)	○

○：損害保険金をお支払いする場合

地震保険
(原則自動セット)

地震保険のご契約を希望されない場合には保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(法人の場合は押印)ください。ただし、「書面省略(申込書)特約」をセットするご契約およびお電話による申込みの場合は、別途定めるところによります。

※水災の補償を「補償なし」とすることができます。
 (注1) 保険の対象である建物の築年数が50年以上または築年数不明の場合、建物の免責金額は5万円以上を設定いただけます。
 (注2) 保険の対象である建物、家財または家財明記物件に⑥の事故により発生した損害に対しては、1回の事故につき5万円の免責金額が適用されます。また、「建物電氣的・機械的事故特約」に規定する保険の対象に発生した損害についても同様に適用されます。

主な自動セット特約

- 地震火災費用特約(注1)
- バルコニー等専用使用部分修繕費用特約(注2)
- 災害緊急費用特約
- 特別費用保険金特約
- 特定非常災害等避難時一時金特約(注3)

主な任意セット特約	物損害に関する特約	費用等に関する特約	賠償に関する特約
	<ul style="list-style-type: none"> ●家財明記物件特約 ●建物電氣的・機械的事故特約 ●特定機械設備水災補償特約 ●建物全壊時一時金特約(地震・噴火・津波) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約 ●弁護士費用特約 ●類焼損害・失火見舞費用特約 ●ライフライン停止時仮すまい費用等特約 ●建物省エネ化費用特約 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活賠償特約 ●受託物賠償特約

(注1) 支払割合5%(支払限度額300万円)が自動セットされます。ご希望により支払割合や支払限度額を変更することができます。
 (注2) 保険の対象が区分所有建物のマンション戸室(専有部分)の場合に自動セットされます。
 (注3) 保険の対象に家財を含み、家財の記名被保険者が個人である場合に、自動セットされます。

2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定 等

(1) 保険の対象 契約概要

タフ・すまいの保険の保険の対象は、居住用の「建物」(注1)(作業場物件を除きます)または「家財」です。なお、次表に該当するものは保険の対象に含まれます。

建物を保険の対象とした場合に含まれるもの	①畳、建具、建物付属設備(注2) ②庭木(注3) ③屋外設備(注3)(注4) ④建物の基礎(注5) ⑤門、塀、垣(注5) ⑥物置、車庫その他の付属建物(注5)
家財を保険の対象とした場合に含まれるもの	①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されているもの ②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する畳、建具、建物付属設備(注2)

(注1) 専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)をいいます。
 (注2) 建物に定着している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備をいい、浴槽、流し、ガス台・調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着している物を含みます。
 (注3) 損害保険金の額は、1回の事故につき、庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。
 (注4) 物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物をいいます。
 (注5) 保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載した場合は保険の対象に含まれません。

⚠️「家財」を保険の対象とする場合のご注意

(1) 家財の範囲について

家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。

- ①自動車およびその付属品
- ②動物および植物等の生物
- ③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等
- ④証書(運転免許証、パスポートを含みます)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状等
- ⑤プログラム、データ等

(2) 家財明記物件について

貴金属等(貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品)についての損害保険金の支払額は、1個または1組ごとに100万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度となります。貴金属等については100万円を超える補償をご希望の場合は、家財明記物件として家財保険金額とは別に保険金額を設定ください(「家財明記物件特約」がセットされ、別途特約保険料を払い込む必要があります)。

(2) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。なお、補償の対象となる事故の種類は前記 **1. 商品の仕組み** をご確認ください。

事故の種類	お支払いする主な場合(注1)(注2)	お支払いできない主な場合
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって、保険の対象に損害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害 ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱等またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害 ・保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害 ・保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含みます)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・建物等に対する風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込みや漏入による損害 ・被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為による損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失による損害 ・地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ・核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物による事故によって発生した損害
②風災、雷災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雷災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます)によって保険の対象に損害が発生した場合	
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額の)30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が発生した場合	
④水ぬれ	給排水設備の破損・詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれによって、保険の対象に損害が発生した場合(注3)	
⑤盗難	盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます)に伴い、保険の対象に損傷または汚損等が発生した場合(注4)	
⑥破損、汚損等	不測かつ突発的な事故(注5)によって、保険の対象に損害が発生した場合	

(注1) 消防または避難に必要な処置による損害を含みます。(注2) 庭木の損害については、事故により損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死し、保険の対象である保険申込書記載の建物が同一の事故によって損害を受けた場合に限り、(注3) 給排水設備自体に発生した損害を除きます。(注4) 保険の対象が家財の場合は、通貨等の盗難についても補償されます。(注5) 本表①、②、④、⑤の事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって保険の対象が損害を被る事故を除きます。

(3) お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

補償の対象となる事故により、保険の対象に損害が発生した場合にお支払いする損害保険金の計算方法は、次のとおりです。

なお、損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、下記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険の対象	お支払いする損害保険金の額(1回の事故につき、建物は建物保険金額、家財は家財保険金額を限度とします)
建物(注1)	<p>【全焼・全壊(注2)の場合】損害保険金 = 建物保険金額</p> <p>【全焼・全壊(注2)以外の場合】損害保険金 = 損害の額 - 免責金額(注3)</p>
家財	<p>損害保険金 = 損害の額 - 免責金額(注3)</p> <p>①焼失、流失または損壊の場合 損害の額 = 修理費(残存物取片づけ費用を含みます。なお、修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。)</p> <p>②盗取の場合 損害の額 = 再調達価額</p> <p>・通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合には、1回の事故につき30万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度にお支払いします。預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度にお支払いします。</p>

(注1) 庭木または屋外設備が損害を被った場合、損害保険金の額は、建物の損害と合わせて、建物保険金額を限度とします。

(注2) 「保険の対象である建物の焼失、流失、または損壊した部分の床面積(汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を除きます)」が、「保険の対象である建物の延床面積」の80%以上である損害をいいます。

(注3) 免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(4) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書でご確認ください。

保険金の支払基準(注1)は、再調達価額となります。

保険の対象	保険金額の設定(注2)(注3)
建物	・ご契約時の再調達価額を基準として建物評価額を算出します。建物保険金額は、ご契約時の建物評価額を限度として100万円以上10万円単位で設定できます。ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません。
家財	・ご契約時の再調達価額を限度に、100万円以上1万円単位でお客さまのご希望に応じて設定できます。(家財新価実損払方式) ・複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入されるよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

(注1) 保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。

(注2) ご契約時の建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えて契約されても、建物評価額(再調達価額)を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

(注3) 他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えていないかご確認ください。

(5) 主な特約の概要

契約概要

日常生活賠償特約	日本国内または国外において、住宅(住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます)の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負った場合、または、日本国内において、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用車の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。
類焼損害・失火見舞費用特約	火災、破裂または爆発事故により、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合の類焼先の損害について、類焼先に他の保険契約等(注1)がある場合の不足分および見舞金等の費用を補償する特約です。
ライフライン停止時仮すまい費用等特約	偶然な事故により保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物に対するライフライン(電気・ガス・水道)が12時間以上継続して供給停止した場合に支出した代替物賃借費用・ライフライン代替物賃借費用の実費(10万円限度)をお支払いする特約です。なお、マンション等の共同住宅建物において、事業者が占有していない供給設備等が停止した場合は補償対象外です。
建物省エネ化費用特約	保険の対象である建物が省エネ基準(注2)に適合していない場合において、その建物が「全焼・全壊」となり損害保険金が出される場合に、省エネ基準(注2)に適合する建物に建てかえ、買いかえ等を行う費用として建物省エネ化費用保険金をお支払いする特約です。

(注1) **4 本紙で用いる用語の解説** にかかわらず、類焼補償対象物の全部または一部を保険証券記載の保険の対象とし、類焼補償被保険者の全部または一部を保険証券記載の被保険者とする保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造、および設備に関する基準のことを指します。

※詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

(6) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が契約されている補償内容が同様の保険契約(タフ・すまいの保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●日常生活賠償特約	●類焼損害・失火見舞費用特約	●弁護士費用特約	等
-----------	----------------	----------	---

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間：2年から5年までの間で、金融機関からの融資期間内(整数年)で設定できます。

※保険の対象に建物を含み、保険期間が5年の場合は、「自動継続特約(長期用)」をセットすることができます。「自動継続特約(長期用)」をセットしたご契約については、ご契約の終了する日(始期日から5年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または引受保険会社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容(注)であらかじめ設定いただいた予定継続期間まで自動継続されます。予定継続期間はご契約の始期日から6年以上50年以内で設定が可能ですが、住宅ローン等の完済予定期間+1年を限度に設定ください。継続契約の保険期間は1年または5年のいずれかを契約締結時に選択していただきます。

(注) 引受保険会社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

②補償の開始：始期日の午後4時(注)に始まります。

③補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

(注) 保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

(8) 復旧義務(保険金支払時に保険の対象の復旧を義務とするもの)

注意喚起情報

保険の対象である建物(注)について、損害保険金をお支払いする事故が発生した場合は、所定の期間内に保険の対象を復旧しなければなりません。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

(注) 「居住用建物電氣的・機械的的事故特約」「特定機械設備水災補償特約」に規定する保険の対象も含まれます。

(9) 保険契約者、記名被保険者 契約概要

「タフ・すまいの保険(ローン団体採用)」は、保険契約者または記名被保険者となる方がいずれも次の要件を満たす場合に限りご契約が可能です。

保険契約者	始期日において保険の対象である建物の建設、購入または改良のための資金を金融機関から借り入れた方(債務者) ^{(注1)(注2)(注3)} となります。
記名被保険者	保険契約者と同となります。 ただし、保険の対象が共有物件である場合には、その共有者を記名被保険者に含めることができます。

- ^(注1) 独立行政法人 住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)に基づく融資制度により、金融機関から資金を借り入れた場合を含みます。
^(注2) 融資実行前であっても、始期日において、金融機関と融資に関わる金銭消費貸借契約を締結している方および金融機関から書面による融資決定通知等を受領している方を含みます。
^(注3) 保険期間中に保険契約者が死亡した場合、相続人への名義変更を行うことができます。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、契約プラン、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月、払込方法等により決まります^(注)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、保険の対象に建物を含む場合は、建築後の経過年数により築年数別料率が適用され、M構造・T構造の建物は建築後30年未満、H構造の建物は建築後50年未満のときに保険料が割安となります。なお、実際に契約される保険料は、保険申込書でご確認ください。

^(注) 店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職業の内容により、保険料が異なる場合があります。 [築年数別料率を知りたい場合](#)
 「保険料」参照

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、長期一括払となります。なお、保険料は集金者(金融機関等)を経由して払い込んでいただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(3) 保険料の払込時期 注意喚起情報

保険料は、ご契約と同時に払い込んでいただけます。払込前に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は単独でご契約できません。タフ・すまいの保険(以下 [4. 地震保険の取扱い](#))において「主契約」といいます)とセットでご契約する必要があります。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約することができます。

(2) 保険の対象 契約概要

地震保険の保険の対象は、住居のみに使用される建物および併用住宅(居住用建物)またはその建物内に収容されている家財(生活用動産)です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿
- 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの

(3) 補償内容 契約概要 注意喚起情報

① 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険金額に一定の割合(100%、60%、30%または5%)を乗じた額をお支払いします。

損害の程度	保険金をお支払いする場合(建物の主要構造部とは、軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます)		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の50%以上	家財の損害の額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害の額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害の額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害の額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	上記損害の程度に至らない建物の床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

[地震保険の損害認定を詳しく知りたい場合](#)
 「地震保険損害認定基準表(抜粋)」参照

② 1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 12 \text{兆円}$$

- ^(注1) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
^(注2) 2024年7月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合等 契約概要 注意喚起情報

- ① 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
- ② 門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は、保険金のお支払い対象とはなりません。
- ③ 損害の程度が一部損に至らない損害の場合には、保険金のお支払い対象とはなりません。

(5) 保険期間、保険料の払込方法等 契約概要

- ① 地震保険の保険期間および払込方法は、主契約と同じになります。
- ② 主契約に「自動継続特約(長期用)」をセットした場合、初回契約の地震保険の保険期間は5年間の自動継続となります。継続契約の地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式^{(注1)(注2)}があり、主契約の保険期間とあわせて、いずれかを選択して契約していただけます。

- ^(注1) 保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動継続されます。
^(注2) 保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更しますのでご了承ください。

(6) 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- ① 地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30~50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。
- ② 地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- ③ 所定の確認資料の提出により、耐震・免震性能に応じた割引(建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引)を適用できる場合があります。 [地震保険の割引制度を詳しく知りたい場合](#)
 「地震保険の割引制度」参照

⚠ 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

5. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

タフ・すまいの保険および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) 注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 建物または家財を収容する建物の情報：所在地、面積、構造、建物形態・用法、建築年月、共同住宅戸室数、用途(建物内の職業業など)
- ② 他の保険契約等に関する情報：建物・家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報
- ③ 地震保険をご契約の場合は、地震保険の割引に関する情報：建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

(1) 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、引受保険会社ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、必ず、引受保険会社ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を引受保険会社へ郵送(8日以内の消印有効)してください。なお、取扱代理店ではお申出を受け付けることはできません。

〈ハガキの記載内容〉
表面【宛先】

150-8488
東京都渋谷区恵比寿
1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和
損害保険株式会社
クーリングオフ受付担当
(業務品質向上推進部内) 行

裏面【記載事項】

- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②保険契約者の住所、署名、電話番号
- ③契約申込日
- ④保険種類
- ⑤証券番号または領収証番号
- ⑥ご契約の取扱代理店名
- ⑦ご契約の取扱営業店名

次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

(2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

(3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また取扱代理店および引受保険会社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、引受保険会社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①建物または家財を収容する建物の構造、建物形態・用法、建物の用途(建物内の職作業など)を変更した場合(注)
- ②建物の買替えや建替えをした場合
- ③建物・家財などを引越しなどにより他の場所に所在地変更した場合
- ④建物の増築、改築または一部取壊しを行った場合
- ⑤この保険契約で補償しない事故により、建物が一部滅失した場合

(注) 建物を居住の用に供しなくなった場合(専用店舗や空家等への変更)を含みます。

保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、上記の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、以下のとおりとなりますのでご注意ください。

ア. 通知事項の①から③に該当する場合：ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

イ. 通知事項の④または⑤に該当する場合：保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なくご契約の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①相続・譲渡・売却などにより建物の名義を変更する場合(注)
- ②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ご契約後に建物・家財の価額が著しく減少した場合

(注) 保険契約を同時に譲渡する場合は、あらかじめ手続きが必要となります。

(3) 次の事項が発生した場合は、保険の対象がこの保険の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の途中であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)。

(注) 引受保険会社の取り扱う他の商品でご契約をし直すことができる場合がありますが、本商品と同一の補償内容とならないケースがあります。

- ①保険の対象の所在地が日本国外となった場合
- ②建物の使用目的を変更し、居住用ではなくなった場合または作業場として使用する場合
- ③家財のすべてを設備・什器として使用することになった場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合

「ご契約の無効、失効、取消し」参照

その他ご留意いただきたいこと

1. 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類等」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合
「事故が起こった場合の手続き」参照

2. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について：引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について：引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

3. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または(記名)被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 継続契約について

引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。地震保険については、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合であるかにかかわらず「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合の保険金、解約返れい金等は100%補償されます。

7. その他

注意喚起情報

- 保険商品は預金等ではなく、預金保険制度の保険金支払対象とはなりません。
- 保険商品のお申込みの有無が、銀行との預金・融資等その他の取引に影響を与えることはありません。
- 取扱代理店とお客さまとの取引(預金・為替・融資等)に関する情報をお客さまの承諾を得たうえで、保険商品のご提案に利用させていただく場合があります。

補償内容

オプション特約

地震保険
家財の補償

防炎・減災のサポート
水災補償

頼れるサービス

自動継続
物件種別・構造級別

補償内容の詳細

重要事項のご説明

事故のご連絡

<ホームページによるご連絡>

自然災害専用ページからの「被害のご連絡」が可能です!



保険証券など証券番号がわかる書類をお手元にご用意のうえ、「被害のご連絡」にお進みください

スマートフォンをご使用のお客さま

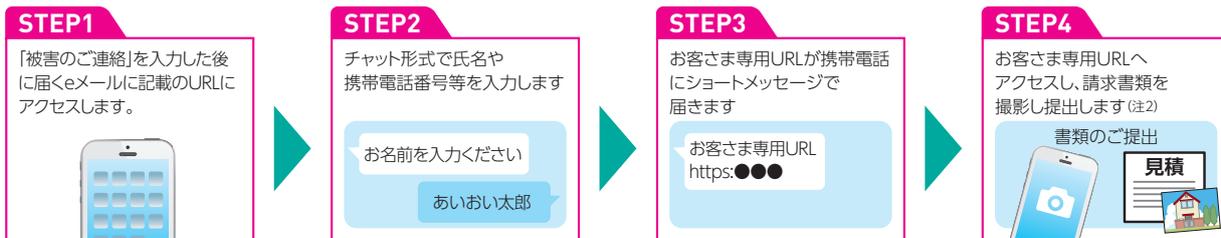


パソコンをご使用のお客さま

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

あいおいニッセイ同和損保

自然災害発生時はスマートフォンで簡単に保険金請求手続きが可能です!(注1)



保険金請求書類提出後の流れ



(注1) 台風による風災・雹災・雪災を原因とする火災保険の請求手続きの場合にご利用いただけます。また、災害の発生状況等によっては提出いただいた書類の確認にお時間をいただく場合があります。

(注2) ご請求の内容により、追加書類の提出や被害状況の立会確認等のご協力を依頼する場合があります。

(注3) お支払い内容等によっては、ショートメッセージではなく、お電話にてご連絡させていただく場合があります。

(注4) お支払い内容に同意いただけない場合は「災害対応バックアップセンター」に連絡し、電話でのやり取りを行ってください。

<電話によるご連絡>

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024 無料 24時間 365日受付

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。

ご注意いただきたいこと

- このパンフレットは「タフ・すまいの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて引受保険会社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。なお、保険料を引受保険会社所定の口座に振込みにより払い込んだいただいた場合は、振込手続の控えをもって保険料領収証にうえさせていただきます。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、引受保険会社または引受保険会社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「タフ・すまいの保険」は、すまいの火災保険のペットネームです。
- 契約取扱者が取扱代理店の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 「タフ・すまいの保険」では、建物または家財の損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に相当する額となった場合、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 地震保険では、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が、他の保険会社を代理・代行して保険料の受領・保険証券の発行、保険金のお支払いその他業務を行います。保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。また、複数の保険会社による共同保険を締結される場合は、実際に引き受けを行う保険会社ならびに分担割合について、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。なお、引受保険会社やその分担割合は将来的に変更になる可能性があります。

ECO このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



<取扱代理店>

株式会社 関西みらい銀行

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

※お問合わせはジェイアンドエス保険サービス株式会社にて承ります。

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町2-1-1 (大阪) TEL.06-6203-5641

この保険商品は、株式会社関西みらい銀行とジェイアンドエス保険サービス株式会社が共同して取扱代理店となります。また、上記に加え他の代理店が共同代理店に追加される場合があります。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>